

町田市長期計画審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)6月4日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市長期計画審議会条例の一部を改正する条例

町田市長期計画審議会条例（平成22年6月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、町田市長期計画の策定に関し必要な事項について<u>調査審議</u>し、答申する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>学識経験を有する者</u> 4人以内</p> <p>(2) 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> 略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、町田市長期計画の策定に関し必要な事項について<u>調査、審議</u>し、答申する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>学識経験者</u> 4人以内</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(会議)</u></p> <p><u>第6条</u> 審議会は、必要に応じ会長が招集する。</p> <p><u>2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p><u>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p><u>4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求めることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。